

# 「中間取りまとめ」等について

有識者会議(第5回)

参考資料

平成24年12月-平成25年1月

3-4月頃(P)

5-6月頃(P)

## 有識者会議 「中間取りまとめ」

## 政令等の制定

特  
措  
法  
施  
行

## 政府行動計画等の作成

有識者会議  
検討事項

社会機能  
分科会  
検討事項

医療分科会  
検討事項

政令等事項

行動計画等  
記載事項

政令等事項

行動計画等  
記載事項

政令等事項

行動計画等  
記載事項

●特措法により新た  
に導入される制度、  
対策等

●特措法により新た  
に導入される制度、  
対策等

●現行の行動計画等  
の対策等

(特措法による変更  
等を要しないもの)

○有識者会議等において特措法により  
新たに導入される制度、対策等を検討。  
⇒中間取りまとめ

○検討結果は、  
①政令等の制定、  
②政府行動計画等の作成  
に反映。

「政府行動計画」につ  
いては、  
①案がまとまった段階  
で有識者会議に諮る。  
②閣議決定し、国会に  
報告。  
(特措法6条)